

屋外広告物のルールを守り、 美しいまちづくり



沼津市では、屋外広告物法に基づく沼津市屋外広告物条例によりルールを定め、
広告物の大きさ、高さ、面積等を制限しています。
屋外広告物を設置される方は、屋外広告物のルールを守り、
美しいまちづくりに御協力をお願いします。

◆屋外広告物とは

屋外広告物法では「屋外広告物」を4つの条件を満たすものとして定義しています。(法第2条)

- 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
(街頭などで配られるビラやチラシは含まれません。)
- 屋外で表示されるもの
(建物の内部や自動車の内側などに表示されるものは含まれません。)
- 公衆(不特定多数人)に表示されるもの
(駅の改札口の内側や野球場の中に表示されるものは含まれません。)
- 看板・立看板・はり紙・はり札や広告塔・広告板・建物その他工作物などに表示・設置されたものやこれらに類するもの
(屋外広告物とは、大変広い概念で、例えば、個人の住宅の表札も屋外広告物に該当します。)

◆屋外広告物の主な区分

■自家広告物

- ①自己の氏名、名称、店名、商標
- ②自己の事業、営業の内容
- ①、②を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業場に表示、設置する広告物や、これを掲出する物件

■案内図板

広告物に、矢印や案内図などを掲載し、誘導を図るもの

■一般広告物

自家広告物や案内図などに該当しないもの

◆屋外広告物規制の概要

※一部国立公園内のため、自然公園法の規制がかかる地域がございます。自然公園法につきましては、東部農林事務所へとご確認をお願いします。

特別規制地域（条例第3条）

原則的には広告物を禁止し、良好な景観又は風致を維持していくとする特定な地域や場所で、住環境や自然景観等を守っていく地域です。

第1種特別規制地域

特に良好な住環境の形成や自然景観、歴史景観の保全が望まれる地域です。広告塔や建物の屋上に表示する広告物の高さの基準について、厳しく定められています。

第2種特別規制地域

新幹線や東名高速道路の沿線などのように屋外広告物が集中するおそれの高い地域や都市公園、学校などの公共性の高い施設の敷地などです。

景観形成型広告整備地区（条例第7条）

特に良好な景観や風致維持を図ることが必要な区域で、特例の整備基準を定めている区域です。

広告整備地区の規制内容につきましては、別途お問い合わせをお願いします。

禁止広告物（条例第9条）

次のような広告物は、表示や掲出ができません。

- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの
- 交通の安全を阻害するもの

普通規制地域（条例第5条）

安全で美しいまちづくりのため、原則として許可により健全な景観を誘導していく地域です。

第1種普通規制地域

市街地や主要な道路の沿線で、広告物を抑制する地域です。

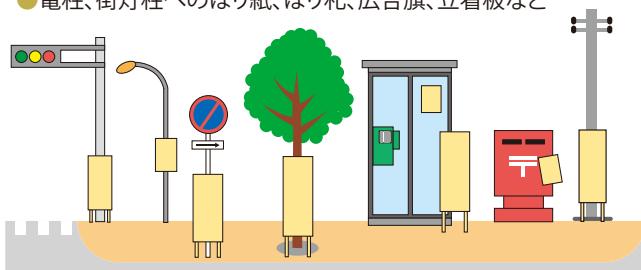
第2種普通規制地域

活発な商業活動が行われている地域です。まちに活気やいろいろを与えるため、面積の基準について緩和しています。

禁止物件（条例第4条）

次のような物件には、広告物の表示や掲出ができません。

- 橋りょう、トンネル、高架構造物
- 街路樹、路傍樹
- 信号機、道路標識、ガードレール、カーブミラー
- 郵便ポスト、電話ボックス及び路上に設ける変圧器
- 電柱、街灯柱へのはり紙、はり札、広告旗、立看板など



※このような掲出はできません。

適用除外（条例第6条）

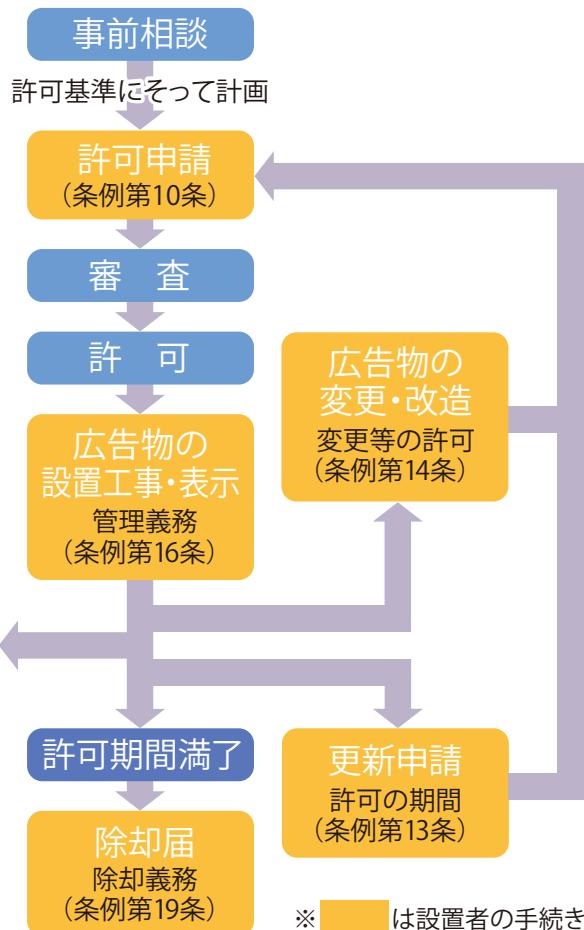
屋外広告物の多くは許可が必要ですが、法令の規定によるものなどは許可が不要です。また、社会生活上、最低限に必要なものについては、一定基準内であれば特別規制地域や普通規制地域でも許可を受けて表示できるようになっています。

主な広告物は次のとおりです。

- 自家広告物で表示面積の合計が特別規制地域の場合5m²以内、第1種普通規制地域の場合10m²以内、第2種普通規制地域の場合20m²以内のものは許可不要
- 個別基準内の道標・案内図板・その他公衆の利便のための広告物で許可を受けたもの
- 国又は地方公共団体が、個別基準内で公共的目標をもって表示するものは許可不要
- 道路標識など法令の規定により表示するものは許可不要
- 公職選挙法による選挙運動用ポスター、立札などは許可不要
- 冠婚葬祭等の一時的なものは許可不要
- 催事などのため会場敷地内に表示するものは許可不要 など

屋外広告物設置等の手続き

適正な表示確保のため、多くの広告物は市条例に基づく市長の許可が必要となります。



屋外広告物手数料

●広告塔、広告板その他これらに類するもの(表示面積 5m²までごとに)

照明装置なし	照明装置あり
1,330円	1,590円

●はり紙、のぼり旗、その他電柱などに巻きつけるもの等については別途料金設定あり

※許可内容により、金額が異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。



主な個別基準

共通基準

- 周辺のまち並みや自然景観と調和するとともに、地域特性を活かした意匠等とすること
- 表示面積は、できる限り小さくすること
- 彩度の低い色を使用し、使用する色数を減らし、配色を工夫すること
- 蛍光塗料又は反射素材は、保安上必要なものを除き使用しないものであること
- 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること
- 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること

広 告 塔

第1種特別規制地域

- ・高さ10m以下
- ・1面の面積30m²以内
- ・自家広告物に限る

第2種特別規制地域

第1種普通規制地域

第2種普通規制地域

- ・高さ15m以下
- ・1面の面積30m²以内

※第2種特別規制地域と、
第1種普通規制地域の
市長が指定する
道路又は鉄道から
100m未満の区域は、
自家広告物に限る



屋 上 広 告

- ・建物の壁面(建物の横幅)から突き出さないこと
- ・木造建築物の上には設置しないこと

第1種特別規制地域

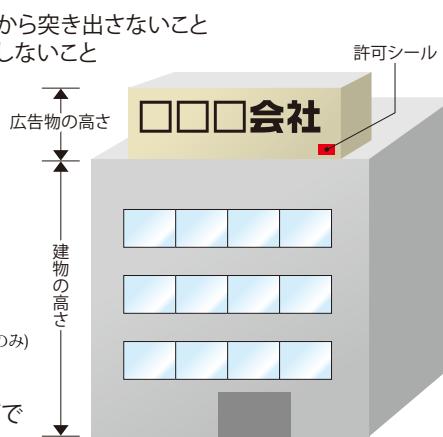
- ・高さは建物の高さの2/3以下でかつ5m以下
- ・自家広告物に限る

第2種特別規制地域

- ・高さは建物の高さの2/3以下でかつ10m以下
- ・自家広告物に限る(2種特別のみ)

第1種普通規制地域

- ・高さは建物高さの2/3以下でかつ15m以下



広 告 板

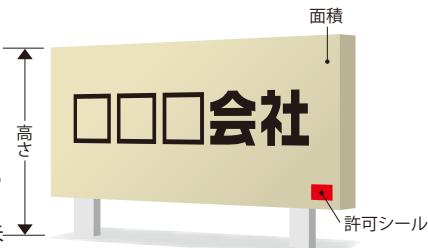
第1種特別規制地域

第2種特別規制地域

第1種普通規制地域

第2種普通規制地域

- ・高さ5m以下・全面30m²以内
- ・特別規制地域は自家広告物に限る
- ※第1種普通規制地域の市長が指定する道路又は鉄道から100m未満の区域は、自家広告物に限る



壁 面 突 出 広 告

- ・建物外壁からの出幅は1.5m以下 (ただし道路への出幅は1m以下)
- ・下端は、歩道のある道路では地上から下端まで2.5m以上、歩道のない道路では4.7m以上
- ・上端は壁面を超えない

第1種特別規制地域

第2種特別規制地域

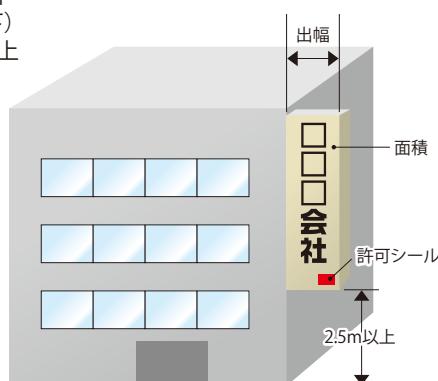
第1種普通規制地域

・1面につき20m²以内

- ・特別規制地域のみ
自家広告物に限る

第2種普通規制地域

- ・面積による制限なし



壁面利用広告、塀利用の看板、 はり紙・はり札・立て看板

- ・壁面の端から突き出さないこと
- ・窓その他の開口部を覆わないこと
- ・塀の上端及び両側端から突き出ないこと
- ・特別規制地域のみ自家広告物に限る

第1種特別規制地域

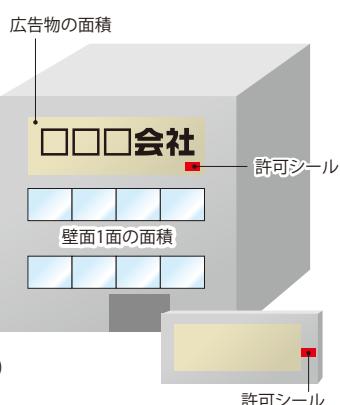
第2種特別規制地域

第1種普通規制地域

- ・壁面1面の面積<300m²の場合
表示面積は、壁面面積の1/5以内 (ただし、
壁面面積の1/5<15m²の場合は15m²以内)
- ・壁面の1面の面積≥300m²の場合
表示面積は、壁面面積の1/10以内 (ただし、
壁面面積の1/10<60m²の場合は60m²以内)

第2種普通規制地域

- ・表示面積は、1面の壁面面積の1/5以内
(ただし、壁面面積の1/5<15m²の場合は15m²以内)



道 標 ・ 案 内 図 板

第1種特別規制地域

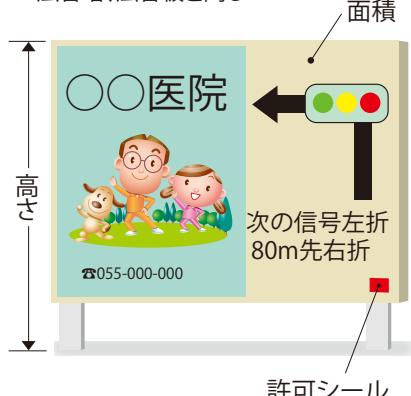
第2種特別規制地域

- ・事業所、営業所、作業場等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合には当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するもの
- ・事業所等の敷地までの道のりは10km以内
- ・事業所等に案内、誘導するための地図又は矢印を必ず表示
- ・動光(電光掲示)、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの(案内広告を直接照らすものを除く。)は使用できない
- ・建物の屋上や壁面、塀には設置できない
- ・相互間距離は、左右方向に50cm以上、前後方向に5m以上
- ・高さは地上5m以下
- ・表示面積は、原則片面3m²以内の表示
- ・案内表示を記載するスペースは板面の表示面積の3分の1以上
- ・写真、絵(イラスト、商標等)の面積は、表示面積全体の3分の1以下
- ・地の色彩は、彩度8以下、明度3以上
- ・協同看板の表示面積は10m²以内、一者当たりの表示面積は2m²以内

第1種普通規制地域

第2種普通規制地域

- ・広告塔、広告板と同じ



注:1面とは1つの面、全面とは2つ以上の合計の面

その他の広告物 ●電柱・電話柱・街灯柱・消火栓標識柱を利用する広告物 ●アーバルーン ●広告幕 ●のぼり ●車両広告 など

各広告物の個別基準は、沼津市都市計画部開発指導課までお問い合わせ下さい。

沼津市都市計画部開発指導課

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号 TEL.055-934-4762/FAX.055-933-1412